

○岡山理科大学総合機器センター規程

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 岡山理科大学総合機器センター規程(以下、「本規程」という。)は、岡山理科大学(以下、「本大学」という。)研究・社会連携機構規程第5条第2項に基づき、総合機器センター(以下、「本センター」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本センターは、共同利用大型分析機器の管理・運用や液体窒素等の安定供給を通して、本大学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

(構成員)

第3条 本センターに、センター長を置く。

- 2 センター長を補佐する目的で、次長を置くことができる。
- 3 センター長及び次長の任期は、岡山理科大学教育職員役職者の任命についての細則の定めによる。
- 4 必要に応じて、専任教員を置くことができる。
- 5 岡山理科大学高圧ガス危害予防規程に定める次の者を置く。

- (1) 保安統括者
- (2) 保安統括者代理者
- (3) 保安技術管理者
- (4) 保安技術管理者代理者
- (5) 保安係員
- (6) 保安係員代理者

(業務)

第4条 本センターは、低温部門と分析部門を設け、次の業務を行う。

- (1) 低温部門
 - ア 液体窒素、液体ヘリウムの製造及び供給
 - イ 設備、機器及び容器の保守管理
 - ウ 保安教育
 - エ 学生、教職員への啓蒙、研究支援
 - オ その他
- (2) 分析部門

- ア 機器の保守管理
 - イ 円滑な利用調整
 - ウ 各機器の使用ガイドンス
 - エ 学生、教職員への啓蒙、研究支援
 - オ その他
- (安全)

第5条 本センター及び利用者は、次に定める規程を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 岡山理科大学高圧ガス危害予防規程
 - (2) 岡山理科大学放射線障害予防規程
- (重要事項の審議)

第6条 本センターの管理及び運営に関する重要事項は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(センター会議)

第7条 本センターの管理及び運営に関する事項を協議するために、センター会議を置く。

- 2 センター会議の運営については、別に定める。

(利用手続)

第8条 本センターの利用については、別に定める。

- 2 学外者の使用については、別に定める。

(事務)

第9条 本センターの事務は、岡山理科大学事務組織規程に基づき研究・社会連携部が担当する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、研究・社会連携機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年1月19日から施行する。

岡山理科大学低温施設規程（昭和59年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日 第11回大学協議会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。